

松戸市建設工事最低制限価格取扱要綱（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格（税抜き）は、次の各号に掲げる額の合計金額（当該合計額が予定価格（税抜き）に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の90を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格（税抜き）に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の70を乗じて得た額とする。）を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の<u>80</u>を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格（税抜き）は、次の各号に掲げる額の合計金額（当該合計額が予定価格（税抜き）に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の90を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格（税抜き）に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の70を乗じて得た額とする。）を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額 (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費に100分の<u>90</u>を乗じて得た額 (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>